

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成27年11月17日 午後 1時30分 開会 午後 5時12分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	片野哲生委員長 奥津勝子副委員長 玉虫志保美委員 高橋英俊委員 鈴木京子委員 渡辺順子委員 吉川重雄委員
4 傍聴議員	坂田よう子議員 関 威國議員 三澤龍夫議員 清田文雄議員 柴崎 茂議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、和田消防長、三木消防署長 原本署第2隊長兼副主幹、仲手川政策総務部長 森田参事（地域総合戦略担当）、藤本政策課長 宮代政策課主幹（広報情報担当）、守屋政策課副主幹兼広報情報係長 大槻総務課長、齋藤総務課副課長兼総務法制係長 杉山税務課長、熊澤税務課副課長兼町民税係長 木村税務課収納係長、佐宗税務課資産税係長 二挺木都市建設部長、笹山建設課長、竹内建設課技幹 青木下水道課長、服部下水道課技幹、作古都市計画課長 小瀬村都市計画課技幹、福田都市計画課主任主事 岩崎産業環境部長、由井産業観光課長 飯田産業観光課主幹兼みなと推進係長 露木産業観光課副主幹兼産業振興係長 原環境課長、片倉環境課副課長兼廃棄物係長
6 職務のため出席した職員	局長 増尾 克治 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	<p>(1) 1市2町消防指令センターの共同整備について</p> <p>(2) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について</p> <p>(3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について</p> <p>(4) 大磯町町税条例の一部改正について</p> <p>(5) 幹線21号線転倒事故について</p> <p>(6) 大磯町公共下水道使用条例の一部を改正する条例について</p> <p>(7) 西小磯東区における地域公共交通について</p> <p>(8) 大磯港賑わい交流施設整備及び大磯港駐車場利用状況について</p>

(9)	リサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協議 について
(10)	その他
8	その他 一般傍聴者 なし

(1) 1市2町消防指令センターの共同整備について

1市2町消防指令センターの共同整備について、担当課（消防）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

消防指令業務共同運用の目的は、電波法により現在使用している消防救急無線アナログ波の廃止や、平成26年度に各市町の消防指令システムが更新時期であり、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町で消防指令業務の共同整備・共同運用効果を検討した。その結果、平成24年8月に消防事務協議会を設置し、消防指令業務の共同運用を実施することにした。

消防指令センター共同整備の効果は、(1)共同整備による費用の低減化、(2)地域住民への安全、安心の向上、消防力の強化及び機能の効率化、(3)消防職員の集約化に伴う負担軽減、(4)共同化による広域情報の共有である。

消防指令センターの概要で共同運用は、1市2町から119番通報を受信し、消防車や救急車の出動指令、無線通信等による部隊の運用を共同で行う。各市町に出動指令をかけ各消防署で出動する。共同指令センターの設置場所は、平塚市の新庁舎3階である。新しく大磯町では無かった装置が導入される。

出動車両運用管理装置は、直ちに災害現場に近い車両を出せる装置である。統制型発信地表示装置は、携帯電話・固定電話の位置が図上に表示され、即座に車両が出動できる。電話通報困難者対応設備は、聴覚・言語障害などがある方に対応する装置で、FAX及びパソコンで受信できる。あらかじめ登録された人が、Web上パソコンで119番通報ができる。メール指令装置は、消防職員・消防団に電子メールを送る装置である。Web情報共有システムは、各市町が取り扱った事案、車両事案、地図表示等が確認できる。支援情報(OA)システムは、大磯町・二宮町・平塚市の情報を入れ、災害があった場合、その情報を支援情報として支援センターから送ることが出来る。災害情報共有システムは、風水害や大地震などの災害時に、事案を災害対策本部局に振分け、さらに各市町の庁舎に振り分けることが出来る情報伝達機能を持ったシステムである。

消防指令センター共同整備スケジュールは、平塚市が平成28年3月に仮契約し、7月に本契約をする。平成29年4月1日から正式に運用開始になる。

消防指令センター共同整備概算事業費は、共同整備費で平塚市・大磯町・二宮町が共同で指令センターを整備する費用と、単独整備費の各市町で経年劣化等が見込まれるものを導入する費用である。事業総額は9億3,700万円で、大磯町の負担額は共同整備分単独整備分合わせて1億5,600万円になり、補助金の見込み額は1,800万円になる。

◎主な質疑

問：聴覚障害者や言語障害者のためのパソコンでの通報は、登録者なので周知する必要があると思うがどうか。共同整備費で二宮町の負担額が少ないがどのように決めているのか。

答：今度はWebでパソコンや携帯電話からでも申し込みが簡単にできる。広く使い

方を周知する。共同事業費は、単独整備費割と人口割で負担額を出している。人口割は、平成 22 年の調査をもとに按分したものである。

問：単独整備費割合とは何か。

答：消防署の現在使用している電話設備、放送設備にかかるスピーカーの劣化が激しく、指令センターで整備する単独整備費に盛り込んでいる。

問：大磯町と二宮町で整備するものが違うが、十分きちんと整備できるようにしてほしいがどうか。

答：単独整備は、消防本部がこのシステムを運用するために整っていない部分を個々に整備する。本町では必要な部分の改修改善をこの中で済ませる。

問：どこで道路工事をしているなどの細かい情報が、指令センターに届いていないといけませんが、その辺はどのようになるのか。

答：支援情報（0A）システムのサーバーで市町の情報を一括で集約し、出動部隊に発信する。どこで工事がされているなどの詳細な情報を、それぞれの市町で管理することにより、出動時に一括管理ができる。

問：大磯から共同サーバーに送り、今度共同サーバーから発信される時、同じ情報を共有して出動に役立てるのか。

答：いろいろある情報は、署内では分署と共有する形をとっている。平塚市で一括管理し、運用は変わらないが、情報の運用共有の仕方が変わる。

問：共同運営等に関する合意書の第 7 項維持管理経費について、詳しい内容は。

答：最初にかかる費用は、共同整備分で総額の事業費に含まれている。

問：維持管理費はずっとかかるのか。

答：今後継続して共同運営にあたり負担していく部分で、平塚市から負担金という形で請求に基づき払っていくと考えている。

問：人口割の積算根拠になるのか。

答：消防指令システムの負担割を決めているので、それを基に負担額が変わる。

問：消防指令業務の配置人数は、大磯町 1 人、二宮町 1 人、平塚市 5 人計 7 人でいいのか。

答：平塚市、大磯町、二宮町の現在の 119 番通報の件数を見た中で、7 名 3 部交代で運用できる。

問：3 交代では 3 名くらい人数がかかるのか。

答：3 当直になるので、大磯町からの派遣職員は 3 名になる。

問：1 市 2 町の消防指令センターは、消防にとって重要性があるのか。

答：緊急通報における一番最重要な場所と考える。安定した救急体制を維持するためにも 1 市 2 町の共同運営により、経費の削減やシステムの更新ができる。1 市 2 町の広域整備は大きなウエイトを持っており、これにより安心・安全もさらに向上できる。

問：1 市 2 町の消防指令を平塚市でやって、5 分で行けたのが 3 分になるなど、消

防の体制・人員体制など具体的な効果が見えないといけない。平塚、二宮、大磯の消防の体制、消防車救急車を置く体制も見直す必要があると思うがどうか。

答：大きなところは経費の軽減である。新たな機能が追加され、共同化によってシステムの付加等も見込まれる。出動は、町境の災害は到着時間の短縮が想定される。町が持っていない装備のはしご車など、特殊車両の出動が一括して指令センターから出る。全体的な消防体制は、広域化で現在検討を進めているので、早い時期にどういった方向で進めるかい1市2町で検討する。

問：消防署の配置や設備を、最後はどういうふうにするのか。

答：大磯の消防を今後どうしていくのかは、1市2町で広域化の検討グループを作り細かい部分を調整している。はっきり回答は出ていない。前段として、1市2町で指令業務の共同運営を進めている。

問：1市2町で消防指令をする意味は、町民にはっきり分かるような形で体制整備を、ごみの広域化と同じ考えで進めるべきと思うが。

答：広域化は現在視野に入れて検討している。メリット・デメリットもあるので、慎重に検討し判断していく。

問：共同整備による費用の低減化で、どのくらいの数字を見込まれているのか。

答：概ね単独で指令センターを整備した場合、2億5,000万円から、7,000万円かかる見込みで、4割くらいの低減効果がある。保守管理も継続的に町の負担分が軽減される。

問：共同化による広域情報の共有はどういうのがあるのか。

答：職員の交流により、知識向上も図れる。支援システムも共同で運営するので、精密な情報として取り扱うことができる。災害情報も指令センターに全ての情報が集約されるので、職員が行っているので共有する機会が増える。

問：デジタル化の工事に何かあった場合、平成28年5月に廃止になるアナログ波を使ってやるのか。

答：基本的には来年6月からは、全てデジタルの運用になる。

(2) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、担当課(政策課)から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

条例の概要は、番号法の別表第1に規定された法定利用事務以外で「社会保障」「税」「災害対策」の分野に限定した範囲で利用できる事務、独自利用事務を条例で定めることにより、個人番号の利用が認められている。法定利用事務及び独自利用事務においては、特定個人情報を庁内の各課の間で行う他の事務を処理するため利用する場合、特定個人情報を提供する場合、条例で定める必要がある。

条例の制定に向けて骨子案に対するパブリックコメントを実施したが、意見はなかった。

独自利用事務は、5つの事務を条例で規定していく。①障害者の医療費の助成に関する事務、②ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務、③小児の医療費の助成に関する事務、④私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務、⑤就学援助費の交付に関する事務を条例に規定する。条例の制定内容については、第1条は趣旨、第2条は用語の定義、第3条は町の責務、第4条は個人番号の利用範囲、第5条は特定個人情報の提供、第6条は委任、附則で施行日を定める。

◎主な質疑

特になし

(3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

改正概要は、平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（一元化法）」が成立し、その一部の規定が平成27年10月1日に施行されたことにより地方公務員等共済組合法が一部改正されたことに伴い、大磯町の関連条例の一部を改正する。改正内容は、「大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」、「大磯町消防団員等公務災害補償条例」の一部改正で、年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）及び休業補償について必要な改正を行う。「大磯町職員の再任用に関する条例」の一部改正で、一元化法の施行により新たに規定される法令の規定が引用されるよう改正を行う。

施行日については、公布の日から施行し平成27年10月1日から適用する。

◎主な質疑

問：説明を受けたが、実際どのような影響が出てくるのか全然分からないので、説明資料を分かるようにしてほしいが。

答：議案の説明資料の中で、出来るだけ分かりやすい資料をつくる。

問：該当が無いのに、施行日を10月1日にするのはなぜか。

答：法律の改正が10月1日に施行されており、公布の日だと不利益を被る方がいる可能性があるため、法律に併せた。

(4) 大磯町町税条例の一部改正について

大磯町町税条例の一部改正について、担当課（税務課）から資料に基づき説明があった説明の概要は次のとおりである。

改正概要は、平成27年度税制大綱に基づき平成27年度地方税制改正において、猶予

制度の見直しが行われた。その他、軽自動車税の税率及び固定資産税におけるサービス付き高齢者向け住宅に対して課する固定資産税の軽減措置見直しを行った。

改正内容は、猶予制度の見直しで徴収猶予と換価の猶予である。軽自動車税の税率の見直しで、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の期間の登録で、新車軽減する。

固定資産税のサービス付き高齢者向け住宅の減額措置の見直しで、国が「サービス付き高齢者向け住宅」の貸家住宅の促進を図り、地方税法の減額措置が講じられてきたが、平成 27 年 3 月 31 日に終了した。さらに 2 年間延長になり、「わがまち特例」を導入して市町村で減額割合を設定できるので条例に規定する。

◎主な質疑

問：「わがまち特例」の簡単な説明は。

答：資料の一番最後にある。

問：軽自動車の税率の見直しは、平成 28 年 4 月 1 日から 1 年間でその後はまだ決まっていないのか。

答：来年度 28 年度のみだけである。

(5) 幹線 21 号線転倒事故について

幹線 21 号線転倒事故について、担当課（建設課）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

平成 26 年 6 月 11 日の転倒事故により、被害者に損害賠償金を支払った案件である。

事故が起きた場所は、国府本郷 573 番地付近で町道幹線 21 号線の歩道部分で、被害者は小島あや子さんである。被害状況は、小島さんの自宅前で 6 月 11 日午前 11 時 30 分頃自宅に入ろうとして歩道部で足を滑らせ転倒し、左足関節脱臼骨折した。6 月 17 日に手術を行い、平成 27 年 6 月 17 日に取り除く手術を行い、10 月 20 日に示談が成立した。町の対応は、被害者の方は近隣に居住しているので注意する義務が発生し、転倒した歩道は、砂利の洗い出し平板ブロックで、これが経年劣化等により降雨時や湿気等があり表面が濡れている状態だと滑りやすいことが認められ、過失割合は、町 6 被害者 4 で示談が成立した。

損害賠償額の額を定めることについては、示談が成立し被害者に早急な賠償を行うため、専決処分とした。賠償金額は治療費・慰謝料等の総合賠償金額が 225 万 7,084 円で、町の過失分として 6 割 135 万 4,250 円である。事故後の対応は、平成 26 年度歩道切り下げ部分の平板を取り除きアスファルト舗装にした。平成 27 年度は南側歩道部をアスファルト舗装工事を行った。

◎主な質疑

問：町道の中で滑る場所があるのか無いのか、対応ができるのかどうか。

答：県管理の港の臨港道路歩道に使用されている。町道では今回の城山公園周辺以

外は使用していない。経年劣化により滑りやすいので、段階的であるが抜本的にアスファルト舗装に変えていく。

問：損害賠償金額の治療費・慰謝料の内訳は。

答：傷害慰謝料 87 万 4,800 円、休業補償 40 万 4,700 円、入院雑費 7 万 7,000 円、治療費 90 万 584 円で、町負担 6 割である。

問：休業補償はどういう意味か。

答：休業補償は、主婦労働の家事等の損失として、1 日 5,700 円で 71 日間 40 万 4,700 円である。

問：男の場合はあるのか。

答：通常職業を持っていれば、その職業に応じた計算方式をとる。保険で算定根拠を持っているので、それに基づき算定する。男だから女だからでなく、労働に値すべきものがある場合、補償する。

問：駅からの統監道のインターロッキングで、転んだということはあるのか。

答：把握していない。

問：インターロッキングが古くなると引っかかることがあるが、そういう事例があるか。

答：インターロッキングの段差の継ぎ目等危ない状況のところは、修繕的な対応を早期にやっていきたい。駅前のところの改善も早期に考えていきたい。

問：城山公園の中にもインターロッキングが使われているので、郷土資料館周辺は町の資料館なので県に伝えてほしいが。

答：町で事案があったと県に伝えて、注意喚起を行っていただくような手続きをする。

(6) 大磯町公共下水道使用条例の一部を改正する条例について

大磯町公共下水道使用条例の一部を改正する条例について、担当課（下水道課）から資料に基づき説明があった説明の概要は次のとおりである。

改正概要は、平成 26 年 5 月 18 日に大磯町下水道運営審議会に下水道使用料の改正について諮問した。一般会計からの繰入金を抑制し、下水道事業運営の健全化を図るため、一般汚水の基本料金及び超過料金は平均 9 パーセント引き上げとし、公衆浴場汚水の基本料金は据え置きとする答申をいただいた。

本答申を受け、下水道事業特別会計における財政基盤の強化と経営の健全化を図るため、大磯町公共下水道使用料条例の一部改正を行う。

改正内容は、①「現行の一般汚水の基本料金及び超過料金を平均 9 パーセント引き上げる。」、②「公衆浴場汚水の基本料金は据え置きとする。」、③「施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。」である。

公共下水道の整備状況は、平成 25 年度末で事業認可に対する整備率は 73.9 パーセント、人口普及率は 67.4 パーセントである。

平成 25 年度以降整備すべき面積は、事業認可区域に対して約 143ha、全体に対して約 234ha 必要であり、今後より一層整備が必要な状況である。平成 25 年度下水道事業特別会計の決算の状況は、歳出の建設整備費で約 7 億 8,700 万円全体の 53 パーセントを占めている。次に多いのが公債費約 5 億 4,100 万円で約 36 パーセント、2 つ合わせて歳出のほとんど 89 パーセントを占めている。歳入財源は、一番多いのが建設整備費に係る起債・地方債約 5 億 8,400 万円で約 37 パーセント、次に多いのが一般会計からの繰入金約 4 億 5,100 万円である。使用料の対象となるものは、総務費と公債費で、総務費は一般管理費と施設管理費の合計である。これに対し財源とするものが使用料と繰入金である。下水道使用料の対象経費は、独立採算性が原則である。下水道事業の経費負担区分は、雨水は公費で一般会計の繰入金が認められている。汚水は私費で下水道使用料で賄うこととされている。

下水道事業費で下水道使用料対象経費は、汚水処理費の維持管理費、元利償還金である。

平成 25 年度汚水処理費（下水道使用料対象経費）の現状は、約 5 億 700 万円が汚水処理費になっており、基本的には下水道使用料で賄う。歳出の内訳は、維持管理費が約 1 億 1,700 万円、資本費（元利償還金）が約 3 億 9,000 万円で、元利償還金が汚水処理費の 77 パーセント占められている。その財源内訳は、使用料収入が約 1 億 8,800 万円、一般会計からの繰入金が約 3 億 1,900 万円で 63 パーセントが一般会計からの繰入金に頼っている現状である。

公共下水道事業の今後の見通しは、下水道使用料の改正を検討するに当たり、今後の見通しをシュミレーションした。現計画は平成 30 年度までに、市街化区域の事業認可区域を終わらせ、34 年度までに全部の区域を終わらす計画である。今後の費用を計算すると、平成 27 年度から 30 年度にかけて年間 20 億円以上の費用が発生する。今回下水道使用料を改正するに当たり、下水道管渠工事を平成 25 年度 26 年度並に整備することで、全体事業費を平準化させ、事業費を抑えていく形で下水道使用料等をシュミレーションを行っている。現計画の場合、平成 27 年度から 30 年度に 20 億円以上の経費になるが、2 年、あるいは 4 年ほど繰越した場合、平準化され 15 億円程度になり、36 年度で大体の工事が終わり 37 年度以降は下がっていく。汚水処理費の推計結果は、事業費を見直して汚水処理費を出した。維持管理費は、平成 25 年度が約 1 億 1,700 万円で、今後整備が進み供用開始が進むと、平成 38 年度がピークで 1 億 7,100 万円から 200 万円になる。その後はほぼ横ばいになるため、約 5,500 万円の増となる。施工費は、平成 33 年度がピークで、約 5 億 6,900 万円になる。現在約 3 億 9,000 万円で約 1 億 7,900 万円の増になる。それ以降は整備が終わり資本費いわゆる元利償還金もなだらかにだんだん減ってくる。汚水処理費は、全体的には一番ピークは平成 33 年度の約 7 億 2,600 万円で、現在約 5 億 700 万円なので約 2 億 1,900 万円程度の増になる。下水道使用料・一般会計繰入金の推計結果が財源の内訳を表していて、一般会計からの繰入金、下水道使用料 9 パーセント増加した部分の増収分、使用料を改正しない場合の下水道使用料を

表した。下水道使用料を改正しない場合、一般会計からの繰入金で32年33年度に約4億円に増加するが、9パーセント改定すると約3億5,000万円で現状程度に抑えることができ、一般会計からの繰入金をなるべく抑制を図ることで下水道使用料改正を行う。

改正した結果、水量区分で16立方メートルまでが基本料金で、現行1,516円が1,652円で引き上げ額が136円になり、実質改定率が8.97になる。これは消費税抜きの金額である。例えば40立方メートルでは消費税込みで現行が4,462円、改定案料金が4,868円で406円9.1パーセントの増となる。水道料金は4,926円でこの金額に近づいた金額になる。

◎主な質疑

問：40立方メートルから60立方メートルが一番改正率が高くなって9.40パーセントは、下水道審議会の意見を反映した結果か。

答：40から60立方メートルの117に1.09を掛けて、小数点が出てそれを四捨五入して9.40になる。基本的に9.0パーセント改定で、実質改定率は四捨五入の関係である。

問：設備に対しての耐用年数はどのくらい見ているのか。

答：50年が耐用年数で、平成2年から工事を進めているので、平成36年頃に整備を終える予定で、工事を終えて維持修繕にシフトしていく考えである。

意見：水量区分の所帯数を、参考資料として出してほしい。

答：議案の資料として付ける。

(7) 西小磯東区における地域公共交通について

西小磯東区における地域公共交通について、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

今回新たに公共交通を開始するエリアは、鉄道駅大磯駅から700mとバス停留圏内300mにかからない居住地域で、大磯町地域交通総合連携計画の交通空白地域になっている。補助路線バスの停留所は、1日に二宮駅・大磯駅方面に各3便しか運行されていないなど西小磯東区の公共交通として十分に機能していない。公共交通に関する町の計画については、大磯町第四次総合計画中期基本計画において生活交通の現状と課題、大磯町まちづくり基本計画において快適に移動できる交通基盤の形成を目標に掲げ、公共交通の充実に向けた政策の展開が示されている。これまでの経過は、平成24年7月に西小磯東区・地域交通推進の会が設立され、約3年間に20回以上の会議で公共交通確保に関する検討を行い、併せて地区住民を対象にアンケートや説明会により公共交通の需要調査を行った。その結果、西小磯東区・地域交通推進の会としては乗合タクシーがこの地域に適しているということになり、4月9日に西小磯東区の交通手段確保に関する要望書が提出され、町は乗合タクシーを採用したいと考えている。

運行に関する役割は、町は運行の支援や課題の解決、交通事業者は乗合タクシーの運

行、西小磯東区・地域交通推進の会は地域に関わる課題の抽出や整理であり協働して進める。

乗合タクシーは、乗車定員 10 人以下のタクシー車両を利用した運行形態である。電話予約で利用者が希望する乗降場所や乗降時刻は応じるが、運行時間・乗降場所・ルートが決まっているなど、一定の前提条件がつく経路で運行する形態である。利用人数がそれほど多くない地域や道路が狭い住宅地に適している地域公共交通といえる。乗合タクシーの利点は、狭い道でも運行が可能で、小回りが利く。タクシー会社が保有する車両を用いるため、新たな車両購入が不要である。要望に応じた運行経路の設定が比較的自由に行え、乗合客が集中してもタクシー会社が配車を行うため、要望にも十分対応できる。利用が無い場合、配車しないので経費が発生しない。乗降場所を比較的自由に設定できる。一方で一定の制約があり、車両はセダン型を使用するため乗車定員は 4 名までとなり、利用する前に利用登録と事前利用予約等の手間がある。

西小磯東区・地域交通推進の会から示された要望書は、運行形態は乗合タクシー、運行開始時期は平成 28 年 4 月から、利用者は西小磯東区のうち JR より北側の住民が対象で、事前の予約が必要である。ルートは 2 ルートで、ルート 1 は当該地区から東に進み、大磯駅・図書館・郵便局・役場に向かうルート、ルート 2 は当該地区から西に進み、スーパー・病院に向かうルートである。利用者負担額は会が行ったアンケートを基に一人 500 円、配車予約時に複数人で乗車する旨予約した場合、2 人目以降の料金を割引く割引制度を導入する。利用時間は、午前 8 時から午後 6 時の時間内で 30 分間隔の予約ができる。予約は事前に登録し、登録者の氏名・番号、希望する場所・時間を電話で予約する。乗降場所は、西小磯東区・地域交通推進の会の調査、町職員の現地調査、警察への乗降場所の確認を行い 30 箇所である。本格運行に向けて運行条件の整理や見直しを行うため、1 年間実証運行を実施する。実証運行の結果次第で、運行時間や料金の見直しを行う。乗合タクシーの料金及び利用者負担は、参考見積では 1 回の運行費用は 1,600 円で、今後入札を予定しているため、料金は上下する。割引料金は、配車予約時に複数人で利用することで割引を適用する。2 人利用で 1 人あたり 400 円、3 人利用で 1 人あたり 350 円、4 人利用で 1 人あたり 300 円に設定した。おのおのが同じ時間に乗り合わせた場合は、割引制度の適用はない。事前の電話予約の際に、乗合することになっていれば利用料金の割引ができる。この方法を採用した理由は、積極的に乗合をしていただくことで、タクシー車両の配車数が少なくなり、町の支出を抑えられるとともに、利用者が小額で利用できるよう配慮した。

実証運行に係る経費の試算は、アンケート結果から 1 日あたり 21 便の利用希望があり、運賃は約 1,600 円、乗合率 1 便あたり 1.5 人、稼働率 30 パーセントとすると、町が年間負担する金額は約 140 万円になる。

今後のスケジュールは、平成 27 年 11 月 18 日に地域公共交通会議を開催し、12 月議会初日に補正予算を計上する。可決後、住民配布用パンフレット、利用者カードを作成し、乗降場所の作成及び設置を行う。1 月下旬には対象地域の住民を対象に説明会を 3

回ほど実施する。1月下旬には、乗合タクシー事業者の入札を行い、事業者を決定する。決定後、事業認可申請を国に行い、全ての準備が整い28年4月から実証運行を開始する。

◎主な質疑

問：西小磯東区・地域交通推進の会のメンバーの人数と登録を予定されている人数は。

答：西小磯東区・地域交通推進の会は、おおむね6人から7人の方が参加している。世帯数・対象人数は、アンケート配布地区のJRより北側の西小磯地区全体で、世帯数が約600世帯、登録カードの作成は1,000枚を予定している。

問：法律に基づき乗合タクシーになるが、法律名は何か。

答：道路運送法の第4条の申請になる。

問：乗合タクシーの参考見積もりが1,600円だが、赤坂台の上から東海大学大磯病院までいくらかかるか。

答：約1,700円の見積もりが出ている。

問：補正予算でこの金額の債務負担行為をする考えは。

答：おおむねこの数字で推移することで、債務負担行為を計上した。

問：富士見地区も1日3便で、ここの地区も富士見地区と同じ考えをなぜしないのか。

答：25年から富士見地区は補助路線バスとして事業を開始している。今後の運行形態は補助路線バスでいいのか、別のものがあるのか、28年4月から乗合タクシーという新たな公共交通を導入するので、その結果を含め検討する。

富士見地区のバスは、上り5本下り5本の10本程度運行している。

問：予約し目的地まで行き、帰りはどうするのか。

答：行きと同様の手順で予約し、迎えに来てもらう。

問：行き帰り予約したら、料金は倍になるのか。

答：そのとおりです。

問：西小磯東区・地域交通推進の会の皆さんが了解のうえ決めているのか。

答：協議の中で決めている。

問：高齢者の場合、割引はないのか。

答：高齢者の差別化はなく、未就学児や障害者の方は1人であっても割安な金額で乗車できるよう考えている。交通空白地の解消が目的で、地域の足という意味で開設する。

問：道路運送法第4条でやると、使い勝手が悪いのではないか。料金の設定で、二宮との違いと高齢者が主だと考えなかったのか。

答：利用は高齢者が多いと予測するが、今回の交通は交通空白地の解消が目的である。今回の形態の交通の実証運行を行う。使い勝手の問題は、地元と議論があり

地域に最もふさわしいのは何か長い時間がかかったが、検討の上まとめり要望書をいただいた。二宮では、1人で400円、2人で300円、3人で250円、4人で200円である。

問：アンケートを西小磯の東海道線より北側の方々を中心に取り、その結果としてルートや金額が出たのか。

答：地域交通推進の会がアンケート調査を行い、利用したい方は一番最新のもので18パーセントであった。地域でまとまったのは、デマンド方式が有効であるとの結果となった。

問：利用する人が一番よかったと思うような方法を考えてくれればいい。全国でやっているが、何が問題か料金体系がどうか全部調べたのか。

答：実証運行しながら、本格運行の際には住民の意見を聞く。二宮町にも行き担当者から問題点の話を聞いた。乗合率、運行率が伸び悩んでいる。今後住民説明会を開催し、乗合について十分説明していく。

問：利用する人が中心で、不具合が出たら利用する人の意見を聞きながら訂正するなど、早目の対応が利用者に対する一番の行政の役割だがどうか。

答：西小磯東区・地域交通推進の会と協働ということで、地域の皆さんと課題の抽出整理をして、利用者と連携してやっていく。

問：利用したい方の意見の吸い上げは、どのように行ったのか。

答：西小磯東区・地域交通推進の会の方と打ち合わせを行い、地域公共交通を導入したい方が中心なので、基本的には利用される方の意見として進めてきた。

問：意見がちゃんと吸い上げられ、ここまで進んできたとの認識か。

答：そのように考えている。

(8) 大磯港賑わい交流施設整備及び大磯港駐車場利用状況について

大磯港賑わい交流施設整備及び大磯港駐車場利用状況について、担当課(産業観光課)から資料に基づき説明があった。説明の概要は次のとおりである。

大磯港賑わい交流施設整備に係る経過は、大磯港賑わい交流施設整備事業推進のため、国土交通省、神奈川県、大磯町の事務担当者で構成する(仮称)大磯港賑わい交流施設整備事業事前調整会議を、平成26年度6回27年度2回開催した。調整会議の背景には、平成19年に県が策定した大磯港活性化整備計画の中の賑わい交流ゾーンの方向性を探ってきた。進め方は、平成25年度の観光の核づくり事業の報告書で大磯港の賑わい交流施設の概要があり、これをもとに県で港湾管理事務所の拡充すべき機能の検討や漁業協同組合との合築や別棟について比較検討した。その後この結果を参考に、津波避難施設を中心とした観点より3つの案を策定し、国土交通省で比較検討した。防災面を最重視したことから、大規模な施設となってくることが見えてきた。平成27年6月8日には県及び国交省との意見交換会、7月24日には国土交通省との打ち合わせ、7月28日には平塚土木事務所との打ち合わせを行った。10月13日には新たな観光の核づくり・

大磯地域ブロック庁内連絡会を県庁で行った。意見交換を行い、大磯港の「みなとオアシス」に向けて、お互い協力しプロジェクトを推進する。県の港湾管理事務所との合築はしない。仮称大磯港賑わい交流施設と県港湾管理事務所との連携強化を図っていく方向の確認をし、今後町が関係団体と調整を進めていく。関係団体は漁業協同組合で、現在の動きとしては、今後漁業協同組合の経営基盤の強化を図るため、二宮町の漁業協同組合と合併する方向で進めていくと聞いている。漁業協同組合とは計画の基礎を作る時間を多く共有し、組合が考える施設の調整を進める。

大磯港駐車場利用状況の推移については、平成 27 年 8 月 9 日日曜日と 15 日土曜日にナンバープレートの調査を行った。神奈川県ナンバーが一番多いが、県外では東京都ナンバー、北関東からもかなり来ている。この調査結果から、さがみ縦貫道路の開通が大きく影響しているのではないかと考えている。駐車場の利用台数の推移は、前年度比で約 3 割増加している。駐車料金も今年度 10 月で約 5,100 万円、前年比で約 25 パーセント増である。どうしたらリピーターに出来るかということは、賑わい交流施設の整備に合わせて考える。

◎主な質疑

問：津波タワーの話はどうなったのか。

答：県で実施設計をしている。県としては年度内に建設すると予定と聞いている。

問：国交省と県と 26 年度 27 年度話し合いをしてきたのは、1,000 万円かけた観光の核づくりの報告書の中の賑わい交流施設整備の 3 階建か。

答：25 年度に策定した観光の核づくりの報告書の賑わい交流施設整備の 3 階建コンクリート造の図面を基に、県でいろいろ比較検討し、その後国でさらに比較検討した経過である。最終的には、大磯町の身の丈にあった施設で進めていく結果に達した。

問：みなとオアシスは、今度まったく新しいものを考えるのか。

答：みなとオアシスは国交省の所管の事業である。要件があり、観光情報を発信する施設、駐車場トイレ、交流スペースの会議室、特産品の物販の施設を備えているものを、総合的に国交省がみなとオアシスと定め、名称を使うことを許可する。賑わい交流施設整備は、大磯港全体が「みなとオアシス」という名称を使用できるので、全く別の事業ではない。

問：「みなとオアシス」の進捗状況を議会にきちんとはかり、一体いくら町が負担するのかなど情報提供するのか。

答：「みなとオアシス」はこれから具体的に進めていく。今後事業費の規模等出てくれば予算対応があるので、議会の意見を聞きながら進める。道の駅とみなとオアシスは目的が違う。道の駅は、一般道における休憩の駐車場・トイレがメインになる。みなとオアシスは、港の施設スペースを利用した賑わい交流の創出が目的である。

問：駐車場料金が増えているが、管理委託料の設定で県との関係見通しはどうか。

答：平成 26 年度に 2 回目の指定管理を受けた時に、5 年間の負担金は協定書の中で決まっている。平成 26 年度は予想以上に駐車料金の伸び、今年はさらに伸びがあり、黒字になる予想である。

問：負担額が決まっているのか、駐車場料金の収入に対しての負担率か。

答：負担額が決定している。

問：身の丈にあった事業内容で進めるとは、どういうものなのか。

答：漁業協同組合が必要な施設、情報提供機能の交流スペース、休憩施設機能、大磯の新鮮な魚を食べたり野菜を売るなど、大磯港全体をみなとオアシスと考え、賑わい交流施設を考える。

問：みなとオアシスの中に大磯賑わい交流施設が含まれ、国がここに造り国の施設になるのか。

答：港にある施設、賑わい交流施設を含めて駐車場や大磯港全体を認定する。国は施設建設に交付金や補助金の充当について調整を図っていく。また、国の支援は例えば道路地図に名称を入れたり、国道に案内看板の設置などである。

問：6 月 8 日の国は町及び県の結果を受けて、工事費の精査を進めていくとはどういうことか。

答：県の建物の合築する・しないの結論が出ていないので、合築の結論が出たら事業費の精査を進めていく。今後国や県の協力は、津波避難経路や例えば港湾管理事務所のトイレなどを調整する。

問：全体像はこれからやっていくことで、次の報告のときに全体像が出て、どれくらい経費がかかるのか分かるのか。

答：これから事業費の内容を詰め、事業費が上がってくれば議会に報告する。

問：財源確保はどう考えているのか。

答：今年度、漁業協同組合の方と大磯町で地域水産業再生委員会を設置しており、浜の活性再生プランを策定する。策定することにより、水産省の補助メニューがあり、エントリーが可能なプランを策定する。次年度以降の考え方は、目指すところはみなとオアシスの認定を受けるところを考えている。施設の配置計画案、基本構想のようなものと考えていく。

問：漁業組合の関係者は何人か。

答：漁業協同組合は総勢 32 人です。

問：年齢層はどうか。

答：40 代を中心に 30 代から 50 代が半数を占めている。

問：最終目的年度の設定はいつか。

答：目指すべきところは、平成 32 年の東京オリンピックを考えていく。

問：魅力あるものを取り入れてリピーターを増やさないといけないと思うが。

答：みなとオアシスの計画は、大磯らしさを考え大磯を周遊してもらうように進め

る。

問：大多数の人がそこに一極集中すると、避難経路の歩道が狭く非常に危ない状況である。危機管理をしっかりとしてほしいがどうか。

答：平面図に津波避難経路等を記載しているが、今後関係者の意見や議会の委員の意見を聞きながら、練り上げていく。

問：県の港湾管理事務所と漁業組合とは合築しないのか。

答：県との話の中で合築はしない。漁業協同組合の建物が緊急性があるので、単発でいく。

問：県の港湾管理事務所は耐震は大丈夫で、トイレを使い勝手のよいものにしてもらうのか。二宮との合併で漁業組合の建物に少しお金をかけるのか。

答：港湾管理事務所は、一例として考えているものである。合併するときにくらかの予算を出してもらう。

問：釣り船も含めて、船を自分で持っている漁業関係者は何人いるのか。

答：各組合に船があるので、ほぼ全員が持っている。

問：二宮と合併したらどのくらいの数になるのか。

答：漁業の従事者が約 30 名で、20 隻相当の船が来ると思う。定置網の漁業従事者は漁船を持っていない。

問：少し大きな船を持っている人は何人か。

答：大磯の組合員の漁船は、大体小型船舶の免許の範囲で行っており、15 トン未満の船が主である。

(9) リサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協議について

リサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協議について、担当課（環境課）から資料に基づき説明があった説明の概要は次のとおりである。

1 市 2 町ごみ処理広域化実施計画に基づき、大磯町と二宮町との間のリサイクルセンターの整備運営に関する事務の事務委託に関する協議を行うに当たり、規約の概要を示した。リサイクルセンターは、ペットボトル、容器包装プラスチックの資源化を行うリサイクル施設と、大磯町の可燃ごみを一定容量まとめて平塚市へ運搬するための可燃ごみ中継施設、不燃ごみ等を選別し保管を行う選別保管施設の 3 つの機能を有した施設である。二宮町と広域で利用するリサイクル施設の建設費用、運営費用の部分は、2 町で負担する。事務の委託は、地方自治法により協議により規約を定める。協議を行うにあたり、ごみ処理広域化に伴い大磯町が整備運営を担当するリサイクルセンターの建設及び資源化の処理について、二宮町から事務の委託を受けるため、議会の議決を必要とし、12 月議会に提出する。

規約の内容は、委託事務の範囲や経費の負担などを規定する。

1 市 2 町ごみ処理広域化事務委託関連スケジュールは、12 月議会議決後リサイクルセンターの整備の関係上、平成 27 年度中平成 28 年 2 月 1 日に規約を制定したい。

リサイクルセンターの選定及び工事スケジュールは、12月に業者の選定し契約書等の協議、平成28年3月に仮契約等を締結、議会の議決後工事の着工等を進める。

工事期間は、約2年間で平成30年3月の完成を予定し、4月から施設の供用開始を予定している。

◎主な質疑

特になし

その他として、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。
